



No. 325

令和6年6月6日

## トピックス ～消費税 少額特例・少額返還インボイスの交付義務免除・簡易課税制度選択特例～

今号では、消費税インボイス制度の少額特例・少額返還インボイスの交付義務免除・2割特例の適用を受けた事業者の簡易課税制度選択届出書の提出特例についてご案内します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

### 少額特例（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）

少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。これは取引先が免税事業者であっても同様です。

- ・適用対象者 2年前（基準期間）の課税売上高が1億円以下又は1年前の上半期（特定期間、個人は1～6月）の課税売上高が5千万以下の事業者
- ・適用対象期間 令和5年10月1日から令和11年9月30日
- ・適用対象単位 「税込1万円未満の課税仕入れ」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定

### 少額な返還インボイスの交付義務免除

税込1万未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する義務が免除されます。

※振込手数料分を値引き処理する場合も対象となり、その適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従います（例：売上げが軽減8%の場合、支払手数料相当額（売上げに係る対価の返還等で処理）は軽減8%となります）。

- ・適用対象者 すべての事業者
- ・適用対象期間 適用に期限はありません

### 2割特例の適用を受けた(受けられる)事業者の簡易課税制度選択届出書の提出特例

簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます。

ただし、2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。（図参照）

また、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に、登録に関する経過措置の適用により、適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その登録を受けた課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

※課税期間の末日が日曜日等の国民の休日に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません。ただし、郵便または信書便により提出された場合には、その郵便物または信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。

#### 《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 個人事業者が2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けるとき



出展：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（国税庁）

令和9年12月31日までに提出  
※令和9年分から適用する旨を記載

ゴールデンウィークが過ぎ、早くも年の半ばを迎えております。税理士の年間カレンダーでは12月からの年末調整に始まり3月の確定申告時期まで繁忙期が重なりますが、その後、3月決算・5月申告を過ぎると、ようやく気分的には落ち着いてきております。最近の天候は猛暑かと思うと豪雨といったように不順ですが、有難いことに、今しばらくは湿度が低く（真）夏日になっても日陰に居れば涼しくカラッとした陽気が心地良いです。

さて、我が家の庭でもハナミズキやチューリップが終わり、石楠花・紫陽花へと、健気にも草花が咲き誇って目を楽しませてくれます。ついでながら庭に出て、久方ぶりに、元気に成長している草むしりもできました。5月申告も無事に乗り切り（もっとも、実態は職員の奮闘のお陰ですが）心なしかゆとりが出てきたのでしょうか、季節の変化を楽しめる今日この頃です。改めて健康に感謝しつつ、五感を大切に、目で新緑を愛で、舌で初カツオを味わう。加えて、雨に洗われた新芽の匂いを嗅ぎ取り、ホトトギスを始めとする鳥のさえずりに耳を澄ませ、肌で爽快な風を感じながら、貴重な季節の移ろいを実感しております。

私事ですが、ご報告があります。この5日には、満77歳の喜寿を迎えました！ラッキー7が重なるという語感からも、めでたさを実感しているところです。振り返ってみますと、昭和48年に税理士試験に合格し、翌49年に堀田税理士事務所に就職しました。ここから小生の税理士人生がスタートし今年で50年を迎えます。そして、平成元年に独立開業してからも35年が経過しております。還暦や古希のときにもそれなりに感慨を新たにしておりましたが、喜寿を心身ともに健康で迎えることができ、亡き両親・ファミリー、顧問先・職員にも心より感謝の意を表させていただきます。大変お世話になりました！出来得るならば、88歳の米寿はともかく、80歳の傘寿あたりまでは、今の健康状態で過ごせますようにと願わずにはいられません。昨日の誕生日には、心のこもった食事会を設営してもらい、職員一同から御祝のメッセージ・花束をプレゼントされました！皆さんに感謝するとともに、健康に恵まれ、現役のまま喜寿を迎えることができましたことに、改めて心より御礼申し上げます。

個人的にはそれほど波風もなく（感じることなく）、巡航速度にて過ごせていきそうですが、内憂外患は相変わらず、続いております。

まずは、アメリカの話題です。歴史上、大統領経験者で初めてとなる（おそらく、「絶後」と思われる）トランプ前大統領に対して有罪の評決が下されました。思想信条に基づく政治犯なら、場合によれば「名誉」とも言えますが、高尚とは程遠い「不倫疑惑に対する口止め料の支出を巡る不正処理」に対して陪審員が全員一致で有罪の評決を下しております。トランプ氏は「腐敗した八百長裁判だった」と反発し、改めて自身の潔白を主張しているとのこと。反省するどころか、事実関係に基づく反論・主張をすることもなく、魔女狩りとばかりに声高に叫ぶこともさることながら、この有罪評決が下されたにもかかわらず依然として大統領候補に留まり、彼を盲目的に支持する国民・岩盤層が衰えを見せていないという現実改めて驚きを禁じ得ません。これでバイデン現職大統領が圧倒的に有利になっていかぬという現実、アメリカにおける民主主義あり方、分断の溝の深さ・大きさに戸惑うばかりです。今後も、3年前の21年当時の議会占拠事件への扇動容疑等、もっと深刻な刑事裁判が続きますが、最終的には11月の大統領選挙で決着をつけるほかないようです（それで本当に決着がつくか、大いに疑問ですが）。それにしても、日本のみならず世界中の政治・経済・軍事等に対して甚大な影響が予想される選挙に自らは選挙権が行使できないもどかしさに忸怩たる思いをしているのは小生のみではなからうと思う次第です。

国内に目を転じて、自民党安倍派の裏金作りに端を発した政治資金規正法改正問題が小手先の改正で処理されそうな雲行きです。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」といったことにならないよう注視していく必要があります。こちらは、遠からず来るであろう衆議院選挙での私たちの選挙権の行使で方向を正すことが出来るのですから。

もう1点、いよいよ、鳴り物入りの「定額減税」の実務がスタートします。仕組み自体が複雑すぎるのに加えて、自治体も企業も事務量が膨大になることが必至です。しわ寄せは私達、税理士事務所にも及び、働き方改革にも逆効果といえる代物です。岸田総理の支持率挽回のための一発勝負でしたが、ダラダラと間延びした減税策はどうやら不発に終わりそうです。それにしても、この一連の作業が年末調整、更には来年の確定申告の時期まで続くかと思うと今から憂鬱な気分になってしまいます。

《和奏・遼真通信》

二人とも五月病とは無縁なようで、安堵しております。

再来週に、東京の次女も帰省して3ファミリー合同での喜寿を祝う会を催すことになっており、その場において、二人からどんなメッセージがもらえるか、今から楽しみにしております。10倍返し！のプレゼントを用意しておかなくちゃ。

